

「ひろしまＩＴ総合展2026（仮称）」企画・運営業務

企画コンペ実施要領

令和8年1月

ひろしまIT推進実行委員会

1 目的

「ひろしまＩＴ総合展2026（仮称）～以下「総合展」という。～」は、広島県内外のＩＴ関連企業・行政機関・関係団体等が一堂に会し、最新の技術やサービスの紹介、ビジネスマッチング、情報交換等の促進を目的として開催する総合的な展示会である。

本実施要領は、総合展の企画・運営を担う事業者を公募し、最適な企画提案を選定するためのコンペの実施方法を定めるものである。

2 コンペの概要

（1）名称

「ひろしまＩＴ総合展2026（仮称）」企画提案コンペ

（2）実施主体

ひろしまＩＴ推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）

（3）契約期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）

（4）募集内容

総合展の企画・運営・広報等に関する提案（別紙業務仕様書のとおり）

（5）応募資格

広島県内に現在活動中の事業所を有する法人・団体（共同提案可）で、

- ① 過去に、広島県内の行政機関及びこれに類する団体等で展示会、見本市等の事業実績があること。
- ② 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体や、暴力団若しくは暴力団統制下の団体でないこと。
- ③ 応募書類の受付期間において、広島県内の行政機関から、指名停止など不適切行為に対する行政処分を受けていないこと。

（6）応募方法

所定の応募書類を作成の上、実行委員会事務局（以下「事務局」という。）へ期日までに提出すること。また、説明会は行わないので、不明な点は事務局へ直接問い合わせること。

① 関係資料の交付

令和8年1月22日（木）から、次の資料を（一社）広島県情報産業協会ホームページ（<https://www.hia.or.jp/>）へ登載する。

ア. 企画コンペ実施要領（本書）

イ. 様式（費用積算内訳書）

ウ. 業務仕様書

エ. 参考資料（会場平面図、ひろしまIT総合展2024事業報告書、同決算書）

② 応募書類

ア. 企画提案書

イ. 費用積算内訳書

※正式な見積書については、企画コンペの結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

ウ. 実施スケジュール（任意様式）

エ. 実施体制（任意様式）

オ. 会社概要（任意様式）

カ. 応募資格①の過去3年間の実績資料（任意様式）

③ 提出方法

記憶媒体の郵送またはワード文書の電子メールによる提出

④ 提出（問い合わせ）先

広島市中区千田町3-7-4 7 広島県情報プラザ2階

（一社）広島県情報産業協会事務局内

ひろしまＩＴ推進実行委員会事務局

☎082-242-7408、Email:jim@hia.or.jp

⑤ 提出期限

2026年2月20日（金）必着

4 選定方法

(1) 書類審査

事務局が応募書類によって一次審査を行い、一次審査の通過者にはプレゼンテーション審査の案内を行う。

(2) プrezentation審査

事務局が指定する日時・会場にて、選定委員による審査を実施する。

(3) 選定結果

後日、応募者全員に文書で通知する。

5 審査基準及び配点

- | | | |
|------------------|---------------------|-----|
| (1) 企画の独創性・実現可能性 | ··· ··· ··· ··· | 40点 |
| (2) 集客・広報計画の有効性 | ··· ··· ··· ··· | 25点 |
| (3) 費用対効果の妥当性 | ··· ··· ··· ··· ··· | 20点 |
| (4) 実施体制および運営経験 | ··· ··· ··· ··· | 15点 |

6 成果物の権利帰属

- (1) 本業務により受託者が作成したすべての成果物（企画書、デザイン、ロゴ、印刷物、映像、写真、Webサイト、プログラム、データ等を含むがこれらに限らない。）

に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は、契約締結後、実行委員会に帰属するものとする。

- (2) 前項に定める成果物の権利帰属は、成果物の引渡しの有無にかかわらず、本業務の対価に含まれるものとし、受託者は成果物について著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 応募者が企画提案書に記載した内容については、当該応募者に著作権が残るものとする。ただし、採択された提案内容については、契約締結後、実行委員会が必要に応じて修正・変更を行うことができるものとし、当該修正・変更に伴う権利も実行委員会に帰属する。
- (4) 応募者は、第三者の著作物等を成果物に利用する場合、当該第三者の権利処理を自らの責任と負担において行うものとし、権利処理が不十分であったことにより生じた損害については、受託者がその責任を負う。
- (5) 実行委員会は、成果物を広報、記録、次年度以降の事業運営等の目的で無償かつ無制限に利用できるものとする。

7 その他注意事項等

- (1) 提出した書類は返還しない。
- (2) 当該企画提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 委託者は、決定した事業者と業務打合せ（必要に応じて提案された企画の修正・変更）を行った上で委託契約を締結することとし、契約手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) 受託者の瑕疵によって事業の実施中に新たな費用負担が生じた場合は、受託者が負担するものとする。
- (5) 採択後の事業実施において、委託者と受託者が協議の上で適宜内容の改善等を図った場合は、その際の費用負担は、委託者と受託者が協議の上、各々の負担額を決定するものとする。